

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

御嵩町長 渡辺 幸伸

市町村名 (市町村コード)	御嵩町 (215210)
地域名 (地域内農業集落名)	御嵩町中地区 中、大庭、長瀬、新木野、顔戸、古屋敷
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月26日 (第1回)

注1: 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2: 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中地区は水稲と、大豆が盛んな地域である。山間部になると、圃場ごとで高低差があることや、地区全体において有害鳥獣による被害も多いこと、下流ほど水が引きにくいこと、1筆の面積が小さい、畔が多いため除草作業にも労力がかかるなど耕作条件が不利な圃場が多くある。そのような条件の悪い農地は担い手に引き受けてもらえないことや、管理料がかかることから貸す側のメリットがないので、農地を維持するための補助がないことが現実と合っていない。ため池の補修工事があったため離農した農家が多い。10年後の維持自体が難しくなる農地も多く存在することから、新たな担い手を創出していくほか、持続的な農用地利用と農業振興を模索する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・中間地では水稲及び大豆を主要作物とし、山間部では水稲を中心として団地化の形成を進める。近年、大豆の生産が不良であることから、品種や栽培方法等の見直しもしくは大豆に代わる他の作物を検討する。
- ・中地域は経営体Bと経営体Cに集約化を進めていく。経営体Bと経営体Cが集積しきれない農地については、その他の農家にて現状の耕作農地を維持しつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で農地利用する仕組みの整備を推進する。
- ・耕作条件の悪い農地に対する担い手への支援制度や、耕作者の合意による地域の米のブランド化等による付加価値向上の支援制度、農業のみで生活ができるような価格形成を含む担い手支援制度について、国や県へ要望や意見交換により模索する。
- ・本地域は、土地の賃料が発生せず、土地所有者が耕作者に管理料を支払う地域であり、貸し手にメリットがない。その現状と現行の農地中間管理制度との間にはギャップがあり、国にその理解と制度改善を要望していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	58.36 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	58.36 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地区域内における現況、田又は畑の土地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地中間管理機構に貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農地利用最適化推進委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
現状、農地の基盤整備は完了しているが、今後各地区からの要望がある場合には、基盤整備の必要性を改めて検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、御嵩町、岐阜県及びJAめぐみのと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業はJAめぐみへの委託を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

鳥獣被害防止対策として農地所有者、耕作者、中心経営体など地域全体で侵入防止柵を計画的に設置していくこと。また、その後の維持管理体制を含め、地域の話し合いを行う機会を作り、有害鳥獣の捕獲体制の構築など、地域が一体となり鳥獣害対策に取り組む。また、農地周りに対しても電気牧柵やネット、防護柵などの被害防止施設を設置していくことを推進する。

効率的に農作業を実施できるよう、スマート農業機械の導入、及び地域での農業機器のシェアリングができるような体制の構築を検討する。